平成２６年（フ）第７号
北海道名寄市風連町緑町394番地
債務者　藤垣こずえ
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第１４号
北海道天塩郡遠別町字本町５丁目５番地の14
債務者　松崎　好克
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第２２号
山形県酒田市若宮町１丁目24番２―26号　市営第２川南アパート、前住所山形県酒田市新橋１丁目５番地の12　コーポアスカ102号
債務者　佐藤あかり
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第２５号
新潟県三条市東三条１丁目22番10―405号、前住所新潟県三条市新光町26番10―４号
債務者　飯塚　裕美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２９号
新潟県三条市東大崎1038番地１
債務者　捧　　正夫
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３０号
新潟県三条市東大崎1038番地１
債務者　捧　　ヤイ
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３１号
新潟県三条市東大崎1038番地１
債務者　捧　　祥一
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３５７号
堺市北区長曽根町3080番地34　アベニュー―Ａ棟202号
債務者　西浦　元章
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９５号
堺市中区伏尾380番地３
債務者　笠谷嘉兵衛
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９９号
大阪府河内長野市小塩町79番地の３カーサマティーナ102号
債務者　田端　志穂（旧姓忠地）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４０４号
堺市中区深井水池町3127番地２　リバーズマンション403号
債務者　西田　　満
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４１４号
大阪府富田林市藤沢台４丁目５番８号―Ｏ―202、前住所大阪府河内長野市木戸東町７番17―405号
債務者　西　　祐美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８号
奈良県五條市釜窪町107番地の２
債務者　國松　節代（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第３４号
北海道登別市桜木町３丁目２番地16　ともかな２Ｆ202号
債務者　堀川いずみ（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町54番地41　洞爺温泉病院内、住民票上の住所北海道登別市新生町２丁目23番地３
債務者　工藤　哲博
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
北海道登別市登別東町４丁目33番地12
債務者　藤原　　晶
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
北海道白老郡白老町字石山39番地147
債務者　畑中　裕子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
盛岡市愛宕町20番12号　第２さくら荘２号、旧住所盛岡市仙北１丁目５番７号
債務者　佐々木淑江
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部